

議案第 6 0 号

磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分を別紙のとおり構成町（川西町、三宅町及び田原本町）の協議により定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 9 日提出

三宅町長 森 田 浩 司

磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

１ 三宅町に帰属させる財産

（１）土地

名称	所在地	地積
三宅町浄水場跡地	三宅町伴堂 180、181-1、181-3、182-1、393-7、393-8	4,344 ㎡

（２）建物

名称	所在地	構造等	延床面積
旧三宅町浄水場 管理棟	三宅町伴堂 181-1	鉄筋コンクリート 造 2 階建	663 ㎡

２ 田原本町に帰属させる財産

（１）土地

名称	所在地	地積
薬王寺浄水場跡地	田原本町薬王寺 311-1、312-1、313-1	1,763 ㎡

３ 奈良県広域水道企業団に帰属させる財産

（１）土地

名称	所在地	地積
西竹田配水場用地	田原本町西竹田 280 の一部、281 の一部、282-1、282-2、282-3、283、306 の一部、307 の一部、308 の一部、315	6,183 ㎡
伊与戸配水場用地	田原本町伊与戸 60-1、61-1	3,107 ㎡
井戸用地	田原本町薬王寺 255-2	34 ㎡

(2) 建物

名称		所在地	構造等	延床面積
西竹田配水場	事務所棟	田原本町西竹田 280	鉄筋コンクリート造2階建	578 m ²
	ポンプ棟		鉄筋コンクリート造1階建	279 m ²
	その他		鉄筋コンクリート造1階建他	448 m ²
伊与戸配水場	ポンプ棟	田原本町伊与戸 60-1	鉄筋コンクリート造2階建	422 m ²

(3) 構築物

配水管、送水管、PCタンクなど磯城郡水道企業団（以下「企業団」という。）が保有するすべての構築物

(4) 機械及び装置

電気計装設備、高圧受配電設備、中央監視設備、配水ポンプ設備、自家発電設備など企業団が保有するすべての機械及び装置

(5) ソフトウェア

企業団が保有するすべてのソフトウェア

令和 年 月 日

三宅町長 森田 浩司